

## 愛知県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更について（概要）

## 1 経緯

## (1) 国の状況

- PCB特別措置法により、平成28年7月までにPCB廃棄物の処理を終了することを定め、同法で規定するPCB廃棄物処理基本計画（基本計画）を策定して、平成16年から日本環境安全事業(株)（JESCO）による処理を開始。
- 処理開始後に明らかとなった課題等により、期限までの処理完了が困難な状況となったため、平成24年度にはPCB特別措置法を改正し、処理期限を平成39年3月まで延長。
- 平成26年6月に、新たに定めた期限までに処理が完了するため、基本計画を変更。

## (主な変更内容)

- ・新たな処理期間の設定により、JESCOで処理する高濃度PCB廃棄物の処理を最長で平成37年度まで延長
- ・JESCOの5事業所の処理能力を相互に活用
- ・安定器等・汚染物の処理をJESCO北海道事業所・北九州事業所の2か所の施設で実施
- ・微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制

## (2) 本県の状況

- 国の基本計画に即して、PCB特別措置法に規定する愛知県PCB廃棄物処理計画を平成16年に策定し、平成17年からJESCO豊田事業所で処理を開始。
- 本年6月の基本計画変更に伴い、その内容との整合を図るため、計画の変更を予定。

## 2 計画に新たに盛り込むべき内容

## (1) 処理体制

- ア 高圧トランス等、安定器等・汚染物の処理期限について、国の基本計画と整合させて設定。
- イ JESCOの5事業所の処理能力を相互に活用した処理。
- ウ 安定器等・汚染物の処理については、JESCO北九州事業所を活用。
- エ 微量PCB汚染廃電気機器等については、国の無害化処理施設等を活用して法の定める期限までに処理。

(2) 取組等

- ア 処理期限内における、1日でも早い処理の完了
- イ J E S C Oの処理施設設置地元自治体への協力

3 参考

P C B特別措置法（抜粋）

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

第七条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、廃棄物処理法第五条の五第一項に規定する廃棄物処理計画及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域（都道府県にあっては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。）内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理に関する計画（以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- 二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の确实かつ適正な処理の体制の確保に関する事項

3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。